

JIS

直動式指示電気計器 第9部：試験方法

JIS C 1102-9 : 1997

(2008 確認)

平成9年10月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 9.10.20

官 報 公 示：平成9.10.20

原案作成協力者：社団法人 日本電気計測器工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長代行 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって JIS C 1102-1981は廃止され、この規格に置き換えられる。

規格の構成

JIS C 1102は、共通タイトル“直動式指示電気計器(Direct acting indicating analogue electrical measuring instruments and their accessories)”を付けて、次の9部構成である。

- JIS C 1102-1 第1部：定義及び共通する要求事項
(Part 1 : Definitions and general requirements common to all parts)
- JIS C 1102-2 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項
(Part 2 : Special requirements for ammeters and voltmeters)
- JIS C 1102-3 第3部：電力計及び無効電力計に対する要求事項
(Part 3 : Special requirements for wattmeters and varmeters)
- JIS C 1102-4 第4部：周波数計に対する要求事項
(Part 4 : Special requirements for frequency meters)
- JIS C 1102-5 第5部：位相計、力率計及び同期検定器に対する要求事項
(Part 5 : Special requirements for phase meters, power factor meters and synchrosopes)
- JIS C 1102-6 第6部：オーム計(インピーダンス計)及びコンダクタンス計に対する要求事項
[Part 6 : Special requirements for ohmmeters(impedance meters) and conductance meters]
- JIS C 1102-7 第7部：多機能計器に対する要求事項
(Part 7 : Special requirements for multi-function instruments)
- JIS C 1102-8 第8部：附属品に対する要求事項
(Part 8 : Special requirements for accessories)
- JIS C 1102-9 第9部：試験方法
(Part 9 : Recommended test methods)

JIS C 1102-9には、要求事項は含まれていない。JIS C 1102-1～8に要求事項が規定されており、また、JIS C 1102-9の各試験項目への参照も示されている。

JIS C 1102-9のうち、次の試験は、対応する要求事項が、JIS C 1102-1～8のなかに規定されていない。これらは、通常、製造業者と使用者の間との合意によって性能が決められるが、試験方法を標準化するために JIS C 1102-9に含めた。

トラッキング誤差

電圧及び力率の同時変化による影響変動値

白 紙

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲及び一般試験条件.....	1
2. 固有誤差試験.....	3
3. 影響変動値試験.....	6
4. その他の試験.....	21
5. 試験及び試験条件の索引.....	28
解説.....	30

白 紙

直動式指示電気計器

C 1102-9:1997

第9部：試験方法

Direct acting indicating analogue electrical measuring instruments and their accessories
Part 9 : Recommended test methods

序文 この規格は、1988年に第4版として発行された IEC 51-9, Direct acting indicating analogue electrical measuring instruments and their accessories Part 9 : Recommended test methods, **Amendment 1** (1994) 及び **Amendment 2** (1995) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、Amendmentについては、編集し一体とした。

なお、この規格で下線(点線)を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

また、この規格では JIS C 1102-2~8 の規格を“個別規格”という。

1. 適用範囲及び一般試験条件**1.1 適用範囲**

この規格は、アナログ表示の直動式指示電気計器及び附属品の、推奨する試験方法について規定する。

1.2 一般試験条件

この規格で述べる試験方法は、別に規定のない限り、次に示す条件のもとで適用する。

1.2.1 標準状態

標準状態は、JIS C 1102-1~8 の表 I による。標準状態が範囲で規定されているときには、基準範囲の双方の限度で試験を実施すること。

1.2.2 視差

備考 計器の指示を読み取るときは、視差がでないように注意すること。

縁形計器では、視線は、指標の先で目盛板に直角になるようにする。

ミラー付計器では、視線は、指標の先がその鏡像と一致するようにする。

1.2.3 タッピング

読取りの前に、計器又は計器の支持物を、指又は鉛筆の端に付いている消しゴムなどで軽くたたくこと。

ただし、固有誤差試験、零位への戻り試験及び衝撃・振動の影響の試験などでは、それぞれの試験方法で述べるように、タッピングをしてはならない。

1.2.4 熱的安定

計器は、温度が均一になるのに十分な時間、基準温度中に置かなければならない。

備考 通常は2時間でよい。

1.2.5 予備状態の時間

JIS C 1102-1の3.3.1による。

1.2.6 零位調整(機械的)

計器に通電しないで、一連の読取りに先立ち、次の要領で指標をゼロ目盛線又は目盛上の所定の基準となるマークに、機械的零位調整器で合わせる。ただし、零位調整器のない計器、及び機械的零位が目盛上にない計器は、調